

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月23日

支出負担行為担当官  
京都府警察会計担当官 白井 利明

## 記

### 1 契約担当官等の氏名

支出負担行為担当官 京都府警察会計担当官 白井 利明

### 2 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 屋外用カメラ等の賃貸借契約（単価契約）
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入場所 京都府警察本部長の指定する場所
- (4) 契約期間 令和6年6月1日～令和7年3月31日
- (5) 入札方法等 入札金額は総価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しない者であること。

(7) 納入物品に係る各種アフターサービスについて、適切かつ迅速に対応できる体制が整備されているものであること。

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3  
京都府警察本部総務部会計課調度係  
電話番号 075-451-9111 内線2238

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和6年4月23日（火）から令和6年5月2日（木）まで

イ 入手方法

アの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に（1）の場所に問い合わせの上、入手すること。

#### 5 入札参加者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に次に掲げる書類を添付し提出すること。

・提出書類

① 3(1)(2)(4)(5)(6)に関する誓約書

② 3(3)に係る資格決定通知書の写し

③ 3(7)に関する書類

④ 仕様書で示す賃貸借物品の機器構成リスト（機器の仕様がわかるカタログ等）

・提出部数 1部

・提出期限 令和6年5月2日（木）午後5時00分

・提出場所 京都府警察本部総務部会計課調度係

(2) 上記提出書類により京都府警察本部において事前に審査を行い、当府警の要求する条件を満たし得ると判断した者による入札書を落札決定の対象とする。

(3) 入札参加者は、入札時に提出した書類に関し、京都府警察本部から説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。

なお、説明の義務を履行しない者の入札書は、落札決定の対象としない。

#### 6 入札場所並びに日時

(1) 場 所 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3  
京都府警察本部 本館1階 入札室

(2) 日 時 令和6年5月9日（木）午前11時00分

#### 7 入札書の提出

持参による場合は、令和6年5月9日（木）午前11時までとする。郵送による場合は、令和6年5月8日（水）午後5時00分必着とする。

#### 8 入札保証金

免除

#### 9 入札の無効

本公告に示した入札資格に必要な資格のない者のした入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。

10 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

11 その他

詳細は入札説明書による。